

高齢化の加速と在外邦人の増加に対応する 住民基本台帳制度等の見直しに関する決議

高齢化が加速し、独居老人世帯の増加と多死化が進展するに伴い、市町村行政の現場において、個人の自己証明、所有者不明の土地・空き家の真の所有者の探索などを巡る諸問題が深刻な社会問題となっている。

また、社会・経済のデジタル化とグローバル化の急速な拡大によって、海外に永住・長期滞在する日本国民が増加するに伴い、インターネット取引や国内の各種行政手続、更に在外投票に係る利便性の向上に対する要請が高まっている。このような状況は将来にわたり更に強まるものと見込まれる。

政府では、現在、所有者不明土地問題等に対応する「住民票の除票」や「戸籍の附票の除票」の保存期間の延長や、マイナンバーカード・電子証明書を海外でも継続利用できる認証基盤のあり方などについて検討が行われている。

更に、政府が検討する戸籍事務のマイナンバー制度への参加に当たって、全国民の戸籍情報に加えて戸籍の附票にある全国民の住所情報を政府が一元的に保有すべきとの意見もあると仄聞する。

これらの課題は、いうまでもなく地方自治体の理解を得、連携協調を得なければ解決できないものである。

よって、国においては、下記の方針に沿って妥当な結論を速やかに得、早期に住民基本台帳制度等の見直しを行うよう強く要望する。

記

1 所有者不明土地問題等への対応について

所有者不明土地等の真の所有者を探索・特定していく過程で、「住民票の除票」及び「戸籍の附票の除票」の情報を活用している現状などに鑑み、これらの除票を「住民票除票簿」及び「戸籍の附票除票簿」とした上で、保存期間を現行5年から大幅に延長し、土地所有者等の探索や自己証明を容易にすること。

その際、戸籍の除籍簿の保存期間や在外邦人等に係る戸籍の附

票の除票の保存期間が150年であること、近年の長寿化の動向等を踏まえること。

2 マイナンバーカード・電子証明書の海外継続利用について

マイナンバーカード・電子証明書の海外での継続利用を可能にする本人確認4情報の認証基盤を早期に整備すること。

なお、認証基盤のあり方を検討するに当たっては、現在、戸籍事務についてマイナンバー制度への参加が予定されていることを勘案し、海外転出時にも消除されず、本人確認4情報による戸籍と住民票の同定・突合を市町村の負担が少なく正確・効率的に実行できる、「戸籍の附票」を利用すること。

3 戸籍事務のマイナンバー制度への参加について

戸籍事務のマイナンバー制度への参加に当たっては、政府が全国民の戸籍情報に加えて全国民の住所情報を一元的に保有することとならないようにするなど、個人情報保護に十分配慮すること。

以上決議する。

平成30年11月7日

全国市議会議長会